

福祉 わかやま

寄り添い つながる 広報誌

vol.464

8 2026
月号



この広報誌の発行に
一部共同募金配分金を
利用しています。



地域に広がる
成年後見制度の担い手

今月の表紙

法人後見における相談
支援の場面

(2〜4Pに関連記事)



Facebook



Instagram



社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

地域に広がる 成年後見制度の 担い手



高齢化や単身世帯の増加が進む中、日常生活での手続きやお金の管理、福祉サービスの利用などに不安を抱える方が増えています。認知症や障がいなどにより、自分一人で判断することが難しくなった場合、必要な支援を受けながら安心して暮らし続けられるよう支える仕組みの一つが「成年後見制度」です。

近年では、親族による支援が難しいケースや、身寄りのない方への支援も増えており、地域全体で本人を支える体制づくりの重要性が高まっています。その中で、社会福祉法人やNPO法人などが後見人となり、継続的・組織的に支援を行う「法人後見」にも期待が寄せられています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、今回の特集では、成年後見制度の概要とともに、地域で本人に寄り添いながら支援を行う「法人後見」についてご紹介します。

成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、不利益な契約を結んだり財産を失ったりしないように、本人の権利を守る人（後見人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

法定後見制度

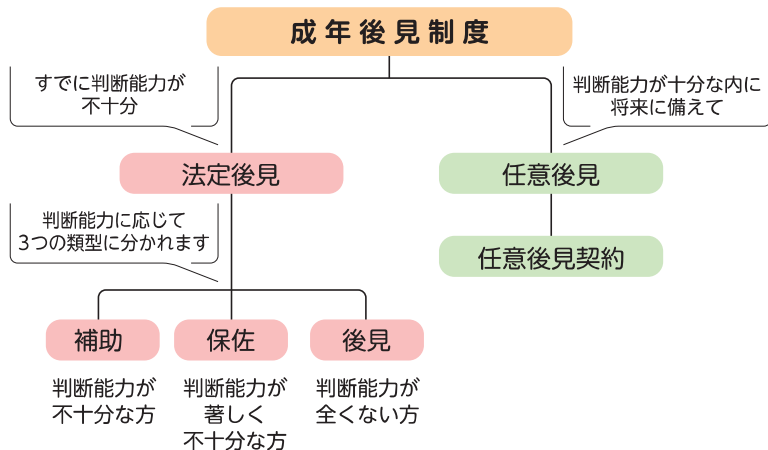
すでに判断能力が低下している人のために、家庭裁判所が後見人を選びます。

任意後見制度

将来に備えて、本人がまだ判断能力があるうちに信頼できる人と契約を結んでおく制度です。

この制度を使うことで、本人の意思を尊重しながら、生活や財産を安全に守ることができます。

現行の成年後見制度概要



成年後見制度の類型と権限

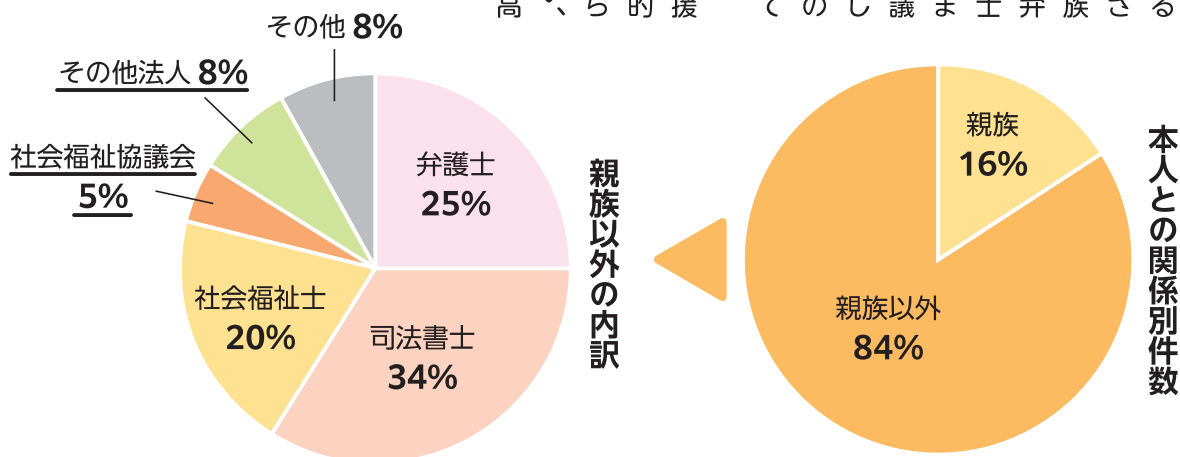
	補助	保佐	後見
代理人の名称	補助人	保佐人	成年後見人
同意権・取消権 (成年後見人等が同意又は取消することができる行為)	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項に記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為 (日常生活に関する法律行為はのぞく)
代理権 (成年後見人等が代理することができる行為)	申立てにより裁判所が定める行為		

6月17日に「民法等の一部を改正する法律」が成立、同月24日に公布され、公布の日から2年6か月以内に成年後見制度が見直されることとなりました。

後見人の担い手

令和7年版最高裁「成年後見関係事件の概況」によると、成年後見人等に選任されている人の約8割は親族以外であり、その多くを弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が占めています。一方で、社会福祉協議会が成年後見人等に就任している割合は約5%、その他の法人は約8%となっています。

近年は、親族による支援が難しいケースや、継続的かつ安定した支援が求められるケースの増加に伴い、「法人後見」への期待が高まっています。



法人後見とは…

法人後見とは、親族や弁護士・司法書士などの専門職といった個人ではなく、社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人等となり、本人の生活や権利を支援する制度です。

社会福祉協議会では、地域福祉を推進する立場から、本人の意思や希望を大切にしながら、福祉サービスの利用、日常的な金銭管理、契約手続きなどの支援に取り組んでいます。また、地域の関係機関と連携しながら、本人らしい生活の実現を支えています。

現在、県内では13市町社会福祉協議会（5月時点）が、法人後見の受任を行っています。

高齢化や単身世帯の増加などにより、成年後見制度を必要とする方が増える中、地域で支える仕組みとして法人後見の役割が広がっています。

▼県内社会福祉協議会における法人後見の受任状況 (R8.5.1 現在)



▼個人後見と法人後見の違い

	個人後見	法人後見
後見人等	親族・弁護士・司法書士・社会福祉士などの個人。	社会福祉協議会やNPO法人などの法人。
支援体制	後見人となる人が中心となって支援します。	複数の職員でチームを組み、分担・連携して支援します。
継続性	後見人等の病気や心身の不調等、交代が必要になる場合があります。	組織で支えるため、安定した継続的な支援が可能です。
支援について	個人の経験や専門性を活かした支援ができます。	法人内で情報共有や事例検討等を行い、専門性を活かした支援ができます。

法人後見を支える 現場の声

平成26年から法人後見を受任している有田川町社会福祉協議会の北川昌宏さんにお話を伺いました。



▼法人後見事業の受任件数 利用者数…6名

(内訳) 後見類型 4名
保佐類型 1名
後見監督※ 1名

※後見監督…後見人等が適切に職務を行っているか確認し、必要に応じて支援する役割。

・法人後見事業を始めたきっかけ

有田圏域では成年後見人の候補者が極めて少なく、専門職による支援体制も限られていました。また、後見報酬の確保が難しい低所得者の受け皿が不足していたこともあり、社会福祉協議会による法人後見の必要性が高まっていました。

さらに、病院からの退院後の生活支援や意思決定支援を担う存在として法人後見への期待も寄せられ、平成26年から法人後見事業を開始しました。

・社会福祉協議会だからこそできる支援

社会福祉協議会は地域に根ざした身近な存在であり、行政や医療・福祉関係機関との連携が取りやすいことが大きな強みです。

また、トラブルが発生した際にも迅速な対応が可能であり、地域とのつながりを生かしたきめ細かな支援を提供できる点に、法人後見を担う意義があると感じています。

・支援で大切にしていること

本人との信頼関係づくりには時間がかかることもあります。中には、10年にわたる関わりの中で少しずつ会話ができるようになったケースもありました。

支援にあたつては本人の意思を尊重することを基本としながらも、意思決定が難しい場面では担当者だけで判断せず、組織内で協議を重ねて方針を決定

私たちに
おまかせください



しています。また、リスクの共有や本人の状況変化について関係機関と丁寧に情報共有を行うことを心掛けています。

・これからの法人後見を見据えて

今後は高齢化や支援人材の不足により、後見人の担い手不足がさらに深刻化すると考えられます。また、在宅生活を支える支援や困難事例への対応も増加していくことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、地域全体で支え合う体制づくりや担い手の育成を進めながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。

県社協では、県と協働し、権利擁護の担い手を増やすため、法人後見実施団体向け研修会や意見交換会の実施を予定しています。後見人の皆さまを支える体制づくりにも取り組んでいますので、お困りのことやご相談がありましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】県社協 生活支援部 権利擁護班
TEL: 073・4355・5248 (9時～17時・月～金)

公益財団法人 大阪ガスグループ福祉財団 2026年度 高齢者福祉助成のご案内

大阪ガスグループ福祉財団は、高齢者への福祉活動や高齢者の社会参加を支援する活動など、「高齢社会における地域福祉づくり活動」に対して助成しています。

★助成金額 1件(団体)あたり12万円(限度額)

★応募期限 8月28日(金)必着(対象活動期間令和9年4月～令和10年2月)

★応募方法

ホームページの募集要項を確認のうえ、申込書・必要書類をお住まいの市町村社会福祉協議会あてに提出ください。(Eメールでの応募は不可)



2025年度に助成を受けた

「ワダイビクス小倉」

(代表:尾原寛治さん)を

ご紹介します

助成内容:家庭用ゲーム機一式、ボッチャ等



ゲーム機を利用した活動は週1回行っています。これまでシニアエクササイズやお花見などを行ってきましたが、助成を受けゲーム機などを購入したことで、活動の幅が広がりました。今はボウリングゲームを中心に取り組んでおり、ストライクやスペアが出るたびに盛り上がり楽しんで活動しています。負荷が軽いですが運動になりますし、室内で1年を通じて取り組むことができます。今後もしいろいろなスポーツゲームに取り組んでいきたいです。



「ご寄付をいただきました！」

県民の皆様方には、赤い羽根共同募金にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

社会貢献活動の一環として、共同募金へご寄付していただく企業・団体様が増えています。

赤い羽根共同募金の趣旨にご賛同、ご寄付をいただき、和歌山県共同募金会会長感謝状をお渡しいたしました。ご協力ありがとうございました。



株式会社日進コンサルタント
(日高川町)
代表取締役
東原 久博 様



株式会社ワースコンサル
(和歌山市)
代表取締役社長
竹中 暢啓 様

「ご相談ください」

共同募金会では、いろいろな募金のしくみや方法があり、企業・団体様のご希望の分野に応じて、協力方法をご案内させていただきます。

共同募金会への寄付は、税制上の優遇措置の対象となります。財務省が指定する「指定寄付金」とされ、法人寄付の場合は、寄付金の全額を損金算入することができます。まずは、県共同募金会またはお近くの市町村共同募金委員会までお問い合わせください。

赤い羽根 わかやま



メール info@akaihane-wakayama.or.jp

お問い合わせ先

社会福祉法人和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
TEL073-435-5231 FAX073-435-5232

HP https://www.akaihane-wakayama.or.jp/



グループえんがわの皆さん

誰かが居てゆっくりできる場所

ほんまちえんがわはうすは、“誰でも気軽に來れる居場所を”との思いで2022年にオープンしました。今回は、ほんまちえんがわはうすを運営しているグループえんがわの小林泉さん(写真下段右)にお話を伺いました。

ほんまちえんがわはうす

住所:和歌山市北桶屋町5

問合せ先:グループえんがわ(小林)

Tel:090-7100-2316



主な活動は2つあります。1つ目は月に一度の「ほんまちえんがわ」というイベントで、文字通り素人落語会やボードゲームの会を開いたり、子ども達に色々なことを体験させてあげたいとの思いから、駄菓子屋や餅つき大会を行うなど、こどもから大人まで楽しめる内容を企画しています。もう1つは、「もうひとつの家」という企画で、メインはランチの提供ですが、お話しに來るだけでもいい、くつろぐだけでもいい、そんな場としてここを使ってもらえたらという思いで毎月第3土曜日に開催しています。誰かが顔を見せに來てくれると、たくさんの笑顔やありがとうの言葉を受け取ることができ

原動力はみんなの笑顔とありがとう

誰もが集える「第三の居場所」を
昔は地域の人々が集まる交流の場として家の縁側があり、そこにはにぎわいがありました。私の父の実家が空き家となり、私たち家族はこの空き家をどうにか活用できないかと考える中で、ここが「縁側」のように、時代が変わっても老若男女問わず安心して交流できる場になればと思います。家でも学校でも職場でもない、こどもから大人まで誰もが集える「第三の居場所」として、ここを作りました。



「もうひとつの家」

当日の和気あいあいとしたランチの様子

るので、そのたびにこの活動をしてきて良かったといつも感じています。
いつでも誰でも來れる、誰かに会える場所に
活動を始めてから4年が経ち、地域の方々にはこの活動が浸透してきている実感があります。Instagramを見てください。通りすがりの方がふらっと立ち寄ってくれることも増えました。現在はイベントのある日のみ、ここを開放していますが、いずれは毎日この場を開けて、いつでも誰でも來れる、来たら誰かと会える、話ができる、そんなみんなの居場所にしたいです。遊びに來てくれる方だけでなく、一緒に活動してくれるスタッフも募集しています。イベント情報等はInstagramで配信しているので、ぜひ確認してみてください。

苦情解決のツボ

令和8年度 福祉サービス苦情解決研修会を開催します

福祉サービスの利用に関する苦情については、社会福祉法第82条において、事業者が適切な解決に努めることが求められています。

また、事業所が寄せられた声を改善に生かすことは、利用者の皆さまが安心してサービスを利用できる環境づくりにつながります。

今回の研修会では、現場での苦情対応を想定し、職員がより適切に対応できるよう、基本的な姿勢や技術を学ぶことを目的として開催します。

日時 11月19日(木) 13:30～16:00

会場 和歌山ビッグ愛

定員 80名

参加対象

- (1) 社会福祉施設・社会福祉事業所で事業者から選任された第三者委員
- (2) 社会福祉施設・社会福祉事業所の苦情解決責任者、苦情受付担当者、管理者、苦情解決に関わっている方

参加費 一人1,000円

申込締切 11月2日(月) ※先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。

プログラム

- ◆講師…株式会社ユメコム 代表取締役 橋本 珠美 氏
 - ◆講義…「感情の温度を下げる」～苦情対応における怒らせない技術～
 - ◆事例検討・演習…グループワークを予定しています。
- ※詳細、申込方法はホームページをご確認ください。

【お問合せ先】県福祉サービス運営適正化委員会
TEL073-435-5215 FAX073-435-5584

ふくしフォトコンテスト2026 作品募集中!!



【趣旨】地域共生社会の実現に向けて、誰もの身近にある「福祉(ふだんのくらしのしあわせ)」「地域福祉」を、県民及び関係者に向けて 啓発する(福祉への理解をすすめる)とともに、「福祉職場」の素晴らしさ、福祉のイメージUPを目的として、フォトコンテストを実施します。

【応募期限】8月23日(日)まで

【応募資格】和歌山県内にお住まいの方もしくは和歌山県内の社会福祉施設、事業所、学校等に在勤または在学されている方/プロカメラマンの方の応募は不可

【応募方法】右記のQRコード(応募専用フォーム)からご確認の上ご応募ください。



参加賞もあるよ!

しせつの損害補償

令和8年度版

「しせつの損害補償」に新たな加入方式「法人包括プラン」ができました。従来の「しせつの損害補償(施設単位加入)」と「法人包括プラン(法人包括加入)」のいずれかを選択・加入できます。

法人包括プラン NEW

「法人包括プラン」は、福祉施設・事業を経営・運営する社会福祉法人が加入対象です。(社会福祉協議会を除く)



ポイント1 **安心**

福祉施設(事業)の明細要らずで、全ての福祉施設・事業を賠償事故からまとめて補償

ポイント2 **便利**

期中で新たに始めた福祉施設(事業)も手続き不要で自動補償

ポイント3 **簡単**

契約時は全ての入所型・通所型施設の合計定員数の申告のみ(保育所は別途加入)

しせつの損害補償 (従来の加入方式)

従来のしせつの損害補償は、社会福祉法人、社会福祉協議会、公立福祉施設(自治体)、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人が加入対象です。

「法人包括プラン」・「しせつの損害補償(従来の加入方式)」ともプラン1～4は、共通内容です。

プラン1 施設業務の補償

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉
損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



さまざまなバリエーションが楽しめる 手作りクッキー

社会福祉法人あおい会あさも園が運営する「菓子工房ふあんふあん」では、利用者一人ひとりの得意な作業を活かし、時には新しい作業にも挑戦しながら、日々意欲的にさまざまなクッキーづくりに取り組んでいます。

素材には北海道産バターを使用し、豊かな風味とサクサクとした食感にこだわるとともに、見た目にもかわいらしいクッキーに仕上がっています。

店頭には、アメリカンクッキーやバタークッキー、チュール、ビスケットなど、焼き方や食感が異なるさまざまな種類のクッキーが並び、パニャやココア、いちごなど味のバリエーションも豊富で、好みに合わせて楽しめます。

商品は菓子工房ふあんふあんの店舗に加え、「産直市場よって」や道の駅「四季の郷公園」などでも購入することができます。心を込めて作った自慢のクッキーを、ぜひ一度ご賞味ください。



各種250円



ホームページ

菓子工房ふあんふあん

住 所 和歌山市府中365-15 **TEL** 073-462-7535

申込受付中

「おうちで“今の保育”を学ぼう！」保育のオンデマンド研修

「またいつか保育現場に戻りたい!」「今の保育ってどうなってるの?」

保育現場の経験がない方や、復職を考えている保育士・子育て支援員の方に向けて、“今の保育”を気軽に学べる動画の視聴申し込みを受付中です。

家事や育児のスキマ時間に、無料でスマホなどから手軽にご覧いただけます。

詳細は右記の二次元コードを読み取るか、下記のお問合せ先へお電話ください。

【お問合せ先】県保育士・保育所支援センター(県社協内)TEL073-435-5211

受講時間は
各30分程度♪



申込受付中

福祉人材キャリア形成支援研修

研 修 名	開催日時	会 場	受講申込期限
採用戦略としての広報力向上研修	8月27日(木) 10:25~16:00	和歌山ビッグ愛	8月 6日(木)
リーダーシップ・マネジメント力向上研修	9月 2日(水) 10:25~16:00		8月12日(水)
医学・緊急時対応研修	9月29日(火) 10:25~16:00		9月 8日(火)
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 【中堅職員編】	11月25日(水) 9:55~17:10 11月26日(木) 9:25~16:40		9月25日(金)
認知症ケア研修	10月22日(木) 10:25~16:00		10月 1日(木)
介護技術研修【基礎編】	10月27日(火) 10:25~16:00		10月 6日(火)
介護技術研修【応用編】	10月30日(金) 10:25~16:00		10月 6日(火)

※研修の受講には、受講料がかかります。 ※定員(先着)になり次第締め切ります。 ※県社協会員は、会員価格で受講いただけます。
※感染症や自然災害等の事由によっては、中止になる場合があります。 ※詳細は県社協ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】県福祉人材センター ハートワーク(県社協内)TEL073-435-5210



7月号の
一部訂正について

7月号特集面3頁下段の7行目に記載の「小学校」について、正しくは「小学校区内の公民館」の誤りでした。訂正しておわびします。



読者アンケートはこちらから。読者の皆さまの声をお聞かせください!

この冊子は、環境に優しい植物油インキで印刷しています。

